

○柏市立図書館条例

昭和29年9月16日

条例第12号

[注] 平成7年から改正経過を注記した。

(設置)

第1条 図書館法(昭和25年法律第118号)第10条の規定により、図書館を設置する。

(名称及び位置)

第2条 図書館の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
柏市立図書館	柏市柏五丁目8番12号

2 図書館に次の分館を置く。

名称	位置
柏市立図書館 豊四季台分館	柏市豊四季台一丁目1番111号
柏市立図書館 田中分館	柏市大室249番地の1
柏市立図書館 西原分館	柏市西原三丁目2番48号
柏市立図書館 南部分館	柏市新逆井二丁目5番13号
柏市立図書館 布施分館	柏市布施1196番地の5
柏市立図書館 永楽台分館	柏市永楽台二丁目11番25号
柏市立図書館 増尾分館	柏市増尾三丁目1番1号
柏市立図書館 光ヶ丘分館	柏市光ヶ丘団地200番5号
柏市立図書館 新富分館	柏市豊四季945番地の1
柏市立図書館 高田分館	柏市高田693番地の2
柏市立図書館 根戸分館	柏市根戸467番地

柏市立図書館 新田原分館	柏市東柏二丁目2番15号
柏市立図書館 松葉分館	柏市松葉町四丁目11番地
柏市立図書館 藤心分館	柏市藤心四丁目1番11号
柏市立図書館 沼南分館	柏市大島田440番地1
柏市立図書館 高柳分館	柏市高柳1652番地10
柏市立図書館 こども図書館	柏市大島田48番地1

(平7条例8・平9条例13・平12条例30・平17条例43・平20条例10・一部改正)

(職員)

第3条 図書館に館長，司書，司書補その他必要な職員を置く。

(図書館協議会)

第4条 図書館法第14条第1項の規定により，図書館に図書館協議会（以下「協議会」という。）を置く。

2 協議会の委員の定数は15人以内とし，協議会の委員の任命の基準は次に掲げる者の中から任命することとする。

- (1) 学校教育の関係者
- (2) 社会教育の関係者
- (3) 家庭教育の向上に資する活動を行う者
- (4) 学識経験のある者
- (5) その他教育委員会が必要と認める者

3 協議会の委員の任期は2年とし，補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし，再任を妨げない。

4 前3項に定めるもののほか，協議会に関し必要な事項は，規則で定める。

(平11条例10・平24条例9・一部改正)

(委任)

第5条 この条例の施行に関し必要な事項は，教育委員会が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し昭和29年9月1日から適用する。

附 則（昭和31年条例第32号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和39年条例第11号）

この条例は、昭和39年4月1日から施行する。

附 則（昭和42年条例第43号）

この条例は、昭和43年1月1日から施行する。

附 則（昭和47年条例第37号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和49年条例第43号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和50年条例第40号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和54年条例第13号）

この条例は、昭和54年4月1日から施行する。

附 則（昭和55年条例第9号）

この条例は、昭和55年4月1日から施行する。

附 則（昭和56年条例第38号）

この条例は、昭和57年1月1日から施行する。

附 則（昭和57年条例第12号）

この条例は、昭和57年4月1日から施行する。

附 則（昭和58年条例第5号）

この条例は、昭和58年4月1日から施行する。

附 則（昭和59年条例第30号）

この条例は、昭和59年10月1日から施行する。

附 則（昭和62年条例第31号抄）

（施行期日）

- 1 この条例中第1条、第4条及び第6条の規定は昭和62年10月3日から、その他の規定は昭和62年10月17日から施行する。

附 則（昭和63年条例第19号）

この条例中第1条、第4条及び第10条の規定は公布の日から、その他の規定は昭和64年1月1日から施行する。

附 則（平成元年条例第31号）

この条例は、平成2年1月1日から施行する。

附 則（平成7年条例第8号）

この条例は、平成7年5月1日から施行する。

附 則（平成9年条例第13号）

この条例は、平成9年11月1日から施行する。

附 則（平成11年条例第10号）

この条例は、平成11年6月1日から施行する。

附 則（平成12年条例第30号）

この条例は、平成12年11月1日から施行する。

附 則（平成17年条例第43号）

この条例は、平成17年3月28日から施行する。

附 則（平成20年条例第10号）

この条例は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

（平成20年6月規則第13号で、同20年8月8日から施行）

附 則（平成24年条例第9号）

（施行期日）

1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現に図書館協議会の委員に任命されている者は、改正後の第4条第2項の基準により図書館協議会の委員に任命された者とみなし、その任期は、同条第3項の規定にかかわらず、平成25年5月31日までとする。